# 前払式支払手段に関するお知らせ

## １、利用者資金の保全方法

１）資金決済に関する法律第１４条第１項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規程に基づき前払式支払手段の毎年３月３１日及び９月３０日現在の未使用残高の２分の１以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

２）資金決済に関する法律３１条第１項の規定の趣旨

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法３１条の規程に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

３）発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別

生協くまもとの利用者資金の保全方法は次の通りです。

金銭による供託

## ２、無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

利用者が「生協くまもとコプカ及び生協くまもと商品券」を第三者に取得され、利用者の意思に反して「生協くまもとコプカ及び生協くまもと商品券」が利用又は処分されたことにより、利用者に損失が発生した場合、当生協は「生協くまもとコプカ及び生協くまもと商品券」の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則としてこれを補償します。

ただし、当生協に申告した内容、当生協が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当生協が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行いません。

- 利用者の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
- 利用者等の家族、近親者、同居人、利用者等の委託を受けて身の回りの世話をする者等、利用者等の関係者または利用者等の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った不正利用である場合
- 当該申出の全部または一部が虚偽であるまたはその疑いがある場合
- 利用者等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力していた場合またはその疑いがある場合
- 利用者等が補償の申出をした日から１年以内に再び補償の申出をした場合
- 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
- 生活協同組合くまもと電子マネー「生協くまもとコプカ」利用約款第１２条（２）に定める期間内に「生協くまもとコプカ」の残高を第三者に利用されて発生した損失（詳しくは「生協くまもとコプカ」利用約款をご確認ください）

- 「生協くまもとコプカ及び生協くまもと商品券」の利用者が当生協に対して補償を求める場合には下記「補償手続きの内容」に従った手続きを行うとともに、当生協による調査に協力するものとします。

  利用者が当該手続きを怠った場合には、利用者に生じた損失の全部または一部について、当生協はその責任を負わないことがあります。

「補償手続きの内容」

１）「生協くまもとコプカ及び生協くまもと商品券」の利用者は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終発生日）から３日以内に、当該損失が発生した事実を当生協に通知するものとします。また、その被害について警察署に申告しなければならないものとします。

２）利用者は前項に基づく当生協への通知後、速やかに当生協に対して以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。

- 損失額
- 損失発生日
- 損失発生の経緯
- その他当生協が通知を求めた事項

３）補償に関する相談窓口及び連絡先

相談窓口：生協くまもと組合員窓口
連絡先：　096-287-1400
受付時間：年末年始を除く　９時３０分から１８時まで

４）その他

当生協は不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要と判断したとき、類似の事実の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ必要な情報を公表いたします。

2021年8月12日